

第95回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年9月15日（金）午後1時30分から午後3時10分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 （13人）

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （1人）

- 8番 大内 清香

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （0人）

6 欠席農地利用最適化推進委員 （0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

事務局長 定刻となりましたので、只今より第 95 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

議長 お疲れ様です。みかんの農家から言うともうちょっと雨が降ってほしいかなという状況です。水田の方は今からあまり雨が降っては困るでしょう。そのあたりは痛しかゆしの状況で自然との闘いではありますから今からまた状況を見ながらの営農ということになるのかと思います。

本日の附議事項は、議案に追加があり 7 件、報告事項 2 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 3 番大谷委員と、4 番沖村委員によろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より議案書の訂正があります。

事務局 議案が 1 件追加となり、本日お配りした議事日程表のとおり日程が変更となります。以上です。

議長 それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町土居●●●●、譲渡人、大阪府東大阪市●●●●、申請地、大字土居、字はつく下、地番●●●●、地目畑、面積 815 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 16,289 m²、取得後は 17,104 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 5 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、耕作が難しいため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地は基盤整備が計画されており、整備前の従前地を買い受けることにより、更なる営農の拡大を図りたい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、

従来どおり、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番角井委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 先日推進委員の中尾さんと譲受人より聞き取りを行っております。今説明があった通り当該地域は基盤整備が計画されていまして来年度からまち直し等の整備が入っていく土地になっています。現状の圃場に関してはやや草が生えてしまっているんですけど、その整備がかかる関係で今年度の耕作をもって果樹に関しては伐採をしなければいけない地域であり、その後の管理も譲受人が担当される場所になっておりますので特に問題はないかなと思います。本人も他の園地に関しては適正に管理されておられますので申請については問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2及びNo.3については、同一の譲受人により、関連性がございましたので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町東三蒲●●●●、譲渡人、東京都板橋区●●●●、申請地、大字東三蒲、字塩田、地番●●●●、地目畑、面積761㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は761㎡です。続いてNo.3、申請人、譲受人、周防大島町東三蒲●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大字東三蒲、字塩田、地番●●●●、地目畑、面積157㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は157㎡です。No.2と合わせて918㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから12ページをご覧ください。

本事案については、No.2 No.3 共に遠方に居住しており、管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の9番岡村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 この間推進委員さんと一緒に話を聞きましてもともと相続して30年間譲受人が管理しているということで特に問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。No.2について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いてNo.3について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、東京都江戸川区●●●●●、申請地、大字久賀、字宗光上、地番●●●●、地目畑、面積133㎡です。

契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 5, 093 m²、取得後は 5, 226 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、12 ページから 16 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、住宅と併せて農地を取得し、野菜畑として肥培管理したい譲受人が応えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されません。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜畑として管理する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 12 番沖委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12 番 この間推進委員の村田さんに見に行っただけですがまだ引っ越しの最中で会えなかったのですが家の隣で少し柿の木とかが生えていいです。草が伸びているには伸びているのですがそんなに広い土地でもないし家が隣なので問題ないかと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5 番 当該地域野菜を作られるということなんで近くに水路があるのは水が流れているのですか。

12 番 近くに井戸水があるのはあるんですよ。家がすぐ隣で家が井戸水かどうかはわからないですけど。水路は道路の前側、買われる農地があってさらに少し農地があってその前に水路があるのはある。ここからもし水を取るんだとしたら庄地の上の方から水を流すことはできます。

5 番 往々にあるパターンとして水を取っていいか悪いかというのが結構よくあるので。

1 2 番 私はその園地の近くに住んでいますが庄地の方から道路に面したところの畑を灌水するときにはそこから水を流しています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。つづいて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町西屋代●●●●、譲渡人、山口県山口市●●●●、申請地、大字小松、字八反田、地番●●●●、地目田、面積431㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在550㎡、取得後は981㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、16ページから20ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、住宅の傍らにある農地を取得し、現在の作物に加え、季節に合った野菜を栽培したい譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、現在の作物に加え、季節に合った野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の7番袴田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番 先だって中原委員と一緒にしようといっていたのですが私が行ってみて

おくということで夕方5時頃に行きました。中原委員も見に行っていてきれいにしてあるということで了解をもらいました。譲渡人の奥さんがちょうどおられてここが畑ということで、18ページの地図を見てもらったらわかると思いますがグリーンの四角いところが畑、譲受人は道路を挟んで自宅で近くに畑を家庭菜園的に作られればもらおうということで譲渡人もこの方に作ってもらうということで。今実際に柿や栗や梅が植えてあります。右側の方に果樹があって半分から左側の方は少し草地になって一番左の所が譲渡人の自宅へ入る道があるんですけど、譲り受けるのは全部だけ左側の所は通路でちょっと残しておくと言っておられました。その奥に譲渡人の家があるので家に入られなくなるとはいけないのでその辺は念押しをしておきました。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、No.1申請人、山口県柳井市●●●●、申請地、大字東三蒲、字庄屋前、地番●●●●、地目田、面積851㎡です。事業計画、用途等については自己用住宅、農業用倉庫、カーポートです。続いて許可基準について説明します。資料は、20ページから24ページをご覧ください。本案件は、今年の3月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場蒲野出張所から東に480mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者の親が家を建築した際に農地内へ建物を建築したことによる無断転用案件となります。そのため本申請にて無断転用状態を是正しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、すでに実施済であり、新たに費用をかける計画はございません。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性について

ですが、すでに実施済です。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用・施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の9番岡村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 事務局の説明通りですが、5月に申請者のお父さんが亡くなって相続で違反転用が判明しまして宅地への変更が長年されてなかったので正式に許可申請を行いたいということです。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて、日程3、議案第3号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてご説明いたします。この度、國司崇生農地利用最適化推進委員から令和5年9月11日付けで、農地利用最適化推進委員を辞任する旨の辞職願が提出されました。辞任理由については、今後継続して農地利用最適化推進委員としての活動が困難となる申出があったためです。このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会がこの辞任に対し、同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。なお、後任の委員の選任につきましては、担当地区を安下庄地区と指定し、公募することとなります。また、スケジュール的には、規定により約1か月の公募期間を設ける必要があるため、最短で9月下旬から公募を開始し、11月の農業委員会の総会で決定する予定

となります。

議長 ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。田中委員。

13番 この推進委員、特別職の公務員だと思うのですが町に職務基準というのはあるのかないのか。今回の場合辞任ということなんですが辞任ではなく処分、基準次第なんですが処分という扱いになるのではないかなど。処分基準がなくてもですね。それとこのことについての農業委員会としての対応というのはどういう風にされるのかその辺のところをご説明ください。

議長 今回の案件に関しましては基本的に本人からの辞職願です。処分が出れば話は別ですけど基本的に処分がない段階での本人の辞職について今回お諮りしただけであって現時点で公表どうのこうのは考えていません。

13番 辞任届が出たのが9月11日ですよ。辞任の発端となった理由について説明はできないんですか。この場で。あくまで本人の意向で辞任するということでこの場は通されるということですかね。

議長 それ以外必要ないでしょう。処分が出ればの話。

13番 事務局に聞いているんですが。

議長 事務局でなくて私ではいけないんですか。

13番 会長が答弁するんですね。要するに酒気帯び運転ですよ。新聞にも出ました皆知っています。ちょっと黙ってください。それを農業委員会としてはそれに触れない。そのことに触れずに。実際住民の方から農業委員会に推進委員だけとかかわるものがこういう事件を起こして現行犯逮捕されて農業委員の職名、推進委員はどうなるのかとそのままいいのかという声もあるわけですよ。だけど農業委員会としてはそのことにいっさい触れずにこの辞任届をもって受け付けるという今回の議案ということによろしいんですね。

議長 そうです。最初少なくとも道路交通法の刑法が決まればという話です。今回は本人の辞任だけです。刑法が決まればまたこちらも考えないといけないかもしれない。まだ決まっていない。

13番 いや、ということは事実関係はもう承知の上での話ということなんですよ。

議長 一応私が本人に意向を伺いましたから。

- 13番 だったらその辺をここでちょっと説明っていうかですね、皆さんにわかっておいたうえで今回はこの辞任届を受理するかどうかというのを判断してもらわないと話にならないのではないのですか。
- 議長 補足説明をいたしますと、本人から聞いた限りから言うと免停になるのが最長2年という話でした。それはまだ決まっていません。少なくともそうなるかと現地確認であるとか相談用務に対応ができなくなるから活動ができない。という本人の意向と辞任の意向があったから今回お諮りする案件になった。刑法が決まってないから他の処分を決める必要はないと思います。決まった段階でまた考えなくてはいけないかもしれない。現時点は本人の辞職願。
- 13番 そういうことであれば致し方ありませんが、刑事罰が決まってないといってももう辞任されるんですから決まっても処分はできませんよね。じゃあこれでもう終わりということで農業委員会としてそれでいいのかなという疑念は残ります。以上です。もう答弁は結構です。
- 議長 角井委員。
- 5番 今回の件そもそもなんですかけど準公務員ってどこまでの縛りを受けるのか、そこからですよ。最大で免職でしょうけど免職の前に職を辞めて要は最大のペナルティとして自分から受けるという状態であと何を求めるのかなと率直なところと、準公務員の要件が縛りがどこまで受けるのか、例えばたぶん政治活動とかで肩入れしてはいけないとかああいうのは確かあったと思う。支払われた給料を返すという話になるのかあれは従事したのに対して払われているから、私たちが損をしていると言ったらおかしいですけど。
- 議長 今までの業務に関しての報酬だから関係ない話。今回農地法で定められている解職にかかる規定をご紹介しますか。
- 事務局 推進委員というのが今活動していて例えば失職してしまう場合というのがあります。破産手続きの開始を受けた場合または禁錮以上の刑に処された場合というのは解職等の行為を経ることなく失職してしまうということが規定されています。
- 5番 それ以外は特に規定されていない。例えば飲酒運転したから失職とか道義的な問題であって法律上それが決まっているわけでもなんでもない。
- 事務局 あくまで禁固以上の刑に処された場合に失職するというご理解いただけたらと思います。

5番 法にのっとしてやっているのならそれ以上求めることは何もないかなと思います。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。では、皆さんにお諮りをいたします。國司推進委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。異議なしと認められる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。異議なしと認め、國司崇生委員の辞任について、農業委員会として同意することに決定いたします。続いて、日程4、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。東安下庄、東屋代にて2件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は25ページから34ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、前月の総会后に田中委員から事務局に問合せがあったことから、その課題を委員の皆さんと共有するため、問い合わせ内容及び回答をお示しします。問い合わせがあった内容は、農地法3条の規定による許可申請における「通作距離」の要件についてです。まず、結論を申し上げます。特定の距離等で制限すべきではなく、個々の事情に応じて判断すべきであると判断しております。県農業会議を通じて上位機関に問い合わせた結果について、事務局から報告いたします。

事務局 お手元にお配りしております、農地法第3条の規定による許可申請における「通作距離」の要件の制定について、をご覧ください。農地法第3条における審査については、農地法第3条第2項各号の規定により審査を行い、通作距離については、そのうち第1号の「全部効率利用要件」の判断基準の一つとなりますが、平成12年6月1日付の国からの通知文によりますと、権利取得者の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。との記載があり、また、同要件の判断にあたっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取り扱いをしないよう留意する。と記載されています。

また、基盤法が改正され、令和5年4月から下限面積が撤廃されたことにより、他の要件についてどのように審査するか、国や、全国農業会議所は、農地法第3条第1項の許可は、同条第2項各号の要件に照らし合わせて判断する必要があるが、市町独自の要件を定めることは、訴訟リスクがあるため適当ではないと示されております。以上です。

議長

これに関連して私の方が今抱えている案件について事情をご説明します。今受けている相談で●●さんと〇〇さんの利用権設定を調整中です。農地の出し手については去年1月に亡くなられ安下庄柑橘研究同志会の会員でした。残った妻は現在2ヘクタールの園地を守らなければならなくなりました。今年になって維持ができないからということで47アールについて受け手がどこかないかと話があつて新規就農者に当たってはみたが条件が悪いからということで受け手がなく今年夏伐採しました。問題は柑橘園地25アールをどうするのかという話です。これについては〇〇さんが受けようという話になりました。農地の受け手となる〇〇さんの居住地は兵庫県で基本的に生活基盤は向こうにある。ただし月2回くらい1週間程度ずつこちらに帰ってきて農業をやってみかんを作っています。こちらに帰ったときの家は兄弟の居住地で生活をしている。私の畑の隣ですから栽培管理をしているのは承知しています。ただし生活上の居住地は兵庫県で距離を測ると416キロメートル。通作距離で400キロメートルは営農できないのではないかといわれると根本的におかしな話になります。現時点で適正に管理されていますからそのあたりを問題があるかという距離の基準が問題ではなく基本的その状況を見て判断すべき案件だと思っておりますのでそういうことを踏まえて距離設定をすべきではないという判断をしています。以上について何かご質問がありましたらお願いします。

13番

私は例えば20キロ以内とそれ以上はダメということを決めるべきだと申し上げているのではなくて、ここに書いてあるように社会通念で考えて通作可能かどうかの判断が必要とこの判断を農業委員会で判断するのだから一定の目安は必要なんじゃないですかと。それを事務局が決めてしまうんじゃなくてこの農業委員会の中で議論をすべきではないですかと。実際にここにはこういう風に書いてありますけど例えば40キロ以上で60分以内とか15キロというところもありますけど訴訟リスクがあるんでしょうね。でも一定の判断基準というのは周防大島町農業委員会として議論して決めておくべきではないんだろうかという意見なんですよ。白か黒かイエスかノーではなくこの中で議論して、というのは私の認識が違うかもしれないけど以前は町内でないとだめですよというのがあった。私が入ってからは例えば大阪とか岡山とかそれでも通えるんだったら実際に農業ができるんだたらいいと、こういうような形で結局そういう判断をするってことはもっと東京でも北海道でも海外でも本人が通えるといえれば来れるといえればそれでいいということになっ

てしまうんでそこはやっぱり一定の歯止めっていうのか規制を設けてほかの自治体でもおおむね40キロ以内とかおおむね60分以内とかいう書き方で公表すべきではないんですかと。もしないと申請者の方は通るのか通らないのかわからないようなものでは出しようがないんでそこを農業委員会として整理して考え方を一定の基準を設けるべきではないんですかということをお願いしているんですがいかがでしょうか。

議長 先ほどの事例をどうお考えですか。最低限40キロでも距離を作ってもいいけど月2回は帰ってきて一週間百姓してまた戻る。距離は400キロ、それはアウトなんですか。その案件があがってきたときに農業委員に聞き取り調査をしてもらっているんですからそこでの調査の内容次第ですよ。その人の報告をもってここで審査会をするという話になりますから。

13番 それは一つの考えでそれはそれでいいと思うんですが。だからそういう風な考え方を、じゃあ周防大島町農業委員会は距離の規定は全然設けずに実態に応じて判断しますよということを決めて公表すべきではないですかということを行っている。昔は町内、そういうことがないようにある時は町内限定でないとダメと言われたでも時代が変わってどこでもいいよというようなことがその時々で農業委員会で判断が変わるってことはあまり好ましくないんでそこを整理して基準を設けて、だから距離を設けろということを行っているのではないんです。議論して一定の考え方判断基準を設けて公表しなければいけないのではないですかということをお願いしているんです。

議長 そこでいわれる判断基準とは何ですか。

13番 さっき会長が言われたような実際に通えるというのか耕作がどこまでできるかっていうのを例えばヒアリングするとかその場へ来てもらって当事者の話を聞くとかそういったことを、わかりませんよ私はどういう判断をしたらいいのか、一定の委員さんが皆さん共通認識を持てるような判断基準を農業委員会として持ってさらにはそれを外に対して公表すべきじゃないんですかと言っている。

議長 少なくとも申請があがってきたときに農業委員の方に意見を聞いてもらうわけですね本人から。

13番 会長の考え方はそれなんだろうからそれでいいです。それをいったん農業委員会に出して議論してくださいということをお願いしているんです。

5番 通作距離に限ってお話されているんですけど、一番下の所に社会通念上営農可能かどうかというところが一番大事なんでここになってくるんだと思うん

ですよ。極端な話北海道に住んでいる人が持っているけどこっちで従業員を雇っててそれで作らせますと言えば通る話でしょうし。たとえば柑橘でいえば年間200時間ミカンを作るには必要ですという話になる時に年にそれこそ1回しか帰ってこれないんですとっている人が果たして作れるのかといえは現実的には作れない。月当たりの作業時間というのが作目によって何時間確保してください収穫だったら何時間ですよ防除は何時間ですよと摘果なら何時間ですよとあらゆる作物でおそらく基準っていうのは出てるはずなんですよ。こんだけの時代がたっているの。水稻ならどれだけの時間がかかるとか。あのあたりが確保できるかできないかっていうのが現実的には判断基準のラインになってくる。時代によって当然判断基準っていうのは変わってしまうのかなと。それこそ馬車の時代の50キロとここから先飛行機みたいな車が出た場合の50キロでは全然違ってきてしまうと思うので。まあ屁理屈でいえばですが。作れるかどうかそれが現実的に達成できるものを持っているかどうかですよ。そこを見ていくしかない。何にも持ってない人がいやいや頑張りますといたところではできないでしょうと言わなければならないし。

議長 このまま議論していても仕方がないので通作距離に関して、距離基準を定めるのではなく、個々の事例における適格性によって判断するという方針で行くということについて賛成いただけるかどうかの採決をしたいと思います。

2番 判断なんですけどそれはあくまでその担当の個人の農業委員がやるということなんですか。それかここに持ち寄って皆さんで決めるということなのかお聞かせいただきたいのですが。

議長 基本的に申請があがってきた段階で個別の事情を担当農業委員に聞いてもらいます。その内容をここで報告いただきますよね。そのあとの採決になりますから手順から言えば。

2番 こちらで判断していただくということでわかりました。

議長 そこで報告の内容次第ですね。ヒアリングの内容次第になるかもしれませんが。嘘でいわれたら話にならないけど。

5番 嘘を言われたらそもそもがおもとから崩れる。嘘つかれたんだったら取り消しますよね。

議長 当面通作距離に関して距離基準を定めるのではなく個々の事例における適格性によって判断するという方針で行くということについて賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。この方針で行くということで確認させていただきたいと思
います。

諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局

次回総会開催日は10月16日(月)午前9時30分から 場所は、久賀庁
舎3階会議室を予定しております。次回から午前に時間が変更となりますの
でお気をつけください。議案送付は10月5日(木)までを予定しておりま
す。諸連絡は以上です。あと今月29日金曜日午後から山口県農業会議から
研修に来られますので参加をお願いします。場所は久賀公民館を予定してい
ます。

議長

では、以上をもちまして第95回周防大島町農業委員会総会を閉会いたしま
す。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年9月15日開催の第95回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和5年 10月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____